
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 132 号》 11/9/2015

◎目次

- 1. 当館領事サービス向上・改善のためのアンケート調査（協力依頼）
- 2. 機械読取式でない旅券の取扱い等の変更について
- 3. 次回参議院通常選挙のための選挙人登録について
- 4. 平成 27 年度領事出張サービスのお知らせ
- 5. 日本関連文化事業のお知らせ
- 6. 平成 27 年秋の外国人叙勲
- 7. 休館日のお知らせ

=====

1. 当館領事サービス向上・改善のためのアンケート調査（協力依頼）

=====

当館では、在留邦人の皆様から当館の領事サービスに対するアンケート調査を実施しております。このアンケート調査を通じて、在留邦人の皆様からご意見、ご要望等をお伺いし、領事サービスの向上・改善に取り組みたいと考えております。

つきましては、お忙しい中誠に恐縮ですが、以下の要領にて、本アンケートへご協力頂きますようお願い申し上げます。

【アンケート調査実施期間】

平成 27 年 10 月 29 日（木）～11 月 18 日（水）

【回答方法】

以下のアンケートサイトをご覧の上、各質問にお答え頂きますようお願いいたします。

<https://www.deliver.mofa.go.jp/m?f=1240>

=====

2. 機械読取式でない旅券の取扱い等の変更について

=====

一部の在外公館において平成 18 年（2006 年）3 月 19 日までに申請を受理し、交付された一般旅券には機械読取式でない旅券があります。旅券の国際標準を定める国際民間航空機関（ICAO）

では、機械読取式でない旅券の流通期限を平成 27 年（2015 年）11 月 24 日までと定めており、翌 25 日以降は、原則として使用できなくなります。

また、旅券の身分事項に変更があった方につきましては、平成 26 年（2014 年）3 月 20 日以降は、「記載事項変更旅券」の発給が開始され、変更後の情報が機械読取部分及び IC チップにも反映されていますが、同日より前に、「記載事項の訂正」の方式（既に廃止）にて身分事項の変更を行った方の旅券（以下、「訂正旅券」と表記します）は、旅券の追記ページに訂正内容がタイプ印字により記載されるのみで、機械読取部分及び IC チップに記録された情報は変更されておりません。

訂正旅券は、旅券の種別としては機械読取式旅券であり、平成 27 年（2015 年）11 月 25 日以降、直ちに国際標準に合致しない旅券になるわけではありませんので、引き続きご使用いただくことも可能です。しかしながら、記載事項の変更が機械読取部分及び IC チップに反映されていない訂正旅券は、国によっては国際標準外とみなされる可能性があり、旅券名義人の出入国時における審査の際や、渡航先での各種手続等の際に支障が生じる可能性が高いと考えられます。

このような機械読取式でない旅券及び訂正旅券をお持ちの方につきましては、新規の旅券（10 年または 5 年）を申請していただくことが可能です。

本件に関する詳細につきましては、外務省ホームページをご覧ください。当館までお問い合わせください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_001066.html

=====

3. 次回参議院通常選挙のための選挙人登録について

=====

来年夏に参議院通常選挙が予定されていますが、在留邦人の皆様、在外選挙人名簿への登録申請はお済みでしょうか？

在外選挙において、投票するためには、あらかじめ管轄の在外公館を通じて、在外選挙人名簿への登録申請を行い、国内の市区町村選挙管理委員会から在外選挙人証の交付を受ける必要があります。登録にあたっては、市区町村役場に転出届を提出されていることが前提となります。この在外選挙人証の交付までには、在外公館で申請してから、通常 1～2 か月程度かかりますので、申請がお済みでない方はお早めに当館領事窓口で登録申請をお願いいたします。

在外選挙人証をお持ちの方が、帰国後市区町村で転入届を提出してから 4 か月を経過した場合や日本国籍を失った場合は、在外選挙人名簿から登録抹消されますので、在外選挙を行うことはできません。また、短期間の日本滞在中に、市区町村役場で転入届を提出した場合でも、同様に登録抹消されます。この場合、改めて在外選挙人名簿への登録申請が必要となりますので、ご注意ください。

在外選挙投票の際には、必ず在外選挙人証と写真付身分証明書が必要です。既に登録済みの方におかれては、来年の夏の参議院通常選挙に備えて、在外選挙人証がお手元にあるかご確認ください。

さい。万が一、在外選挙人証を紛失した場合には、当館において、再発行申請の手続きを行う必要があります。在外選挙人証の再発行にも通常1~2ヶ月程度かかりますので、お早めに再発行申請手続きをしてください。

在外選挙に関する詳細につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_election_j.html

=====

4. 平成27年度領事出張サービスのお知らせ

=====

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

12月9日（水） ミズーリ州カンザスシティ市（旅券仮申請受付期限：11月25日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mo_151209.pdf

平成28年（2016年）

1月11日（月） ミズーリ州セントルイス市（旅券仮申請受付期限：12月21日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mo_160111.pdf

1月27日（水） インディアナ州インディアナポリス市（旅券仮申請受付期限：1月13日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_in_160127.pdf

今後実施予定の領事出張サービスは次のとおりです。

平成28年（2016年）

3月初旬 インディアナ州インディアナポリス市または近郊都市

3月中旬 ミネソタ州ブルーミントン市または近郊都市

3月中旬 ウィスコンシン州マディソン市または近郊都市

領事出張サービスの具体的な日時・場所につきましては、決定次第、当館ホームページおよび本メール・マガジンでお知らせしますが、最新の情報をお知りになりたい方は、以下の当館ホームページを定期的にチェックしてください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html#con_ex

=====

5. 日本関連文化事業のお知らせ

=====

(1) 絵本読み聞かせの会

日時：11月12日（木）10時半～13時

場所：当館広報文化センターホール

(737 North Michigan Ave. Suite 1000, Chicago, IL)

どなたでも親子でお気軽にご参加いただける、日本語絵本の読み聞かせの会です。お好きな日本語の絵本を一冊お持ちください。入場無料、申込不要。詳細は下記のPDFをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/reading_time_november2015.pdf

(2) ビブリオバトル

日時：11月17日（火）18時半～20時

場所：当館広報文化センターホール

(737 North Michigan Ave. Suite 1000, Chicago, IL)

数名のプレゼンターが自分の好きな日本書籍の魅力を、それぞれ5分間で紹介し、オーディエンスがもっとも読みたくなった本に投票してその日のチャンピオン本を決める、日本発の知的エンターテインメントです。入場無料、使用言語は英語。詳細は下記のサイトをご覧ください。

<https://www.facebook.com/events/1493121087649419/>

(3) アニメでもいい

日時：11月21日（土）11時～19時

場所：Drake University

(Olmsted Center, 2875 University Avenue Des Moines, IA50311)

アイオワ日米協会とドレーク大学アニメクラブが開催する、アニメと日本文化の大会です。入場無料、参加自由。詳細は下記のサイトをご覧ください。

<http://animedemoii.com/>

(4) 「新・現代日本のデザイン100選」展

日時：10月30日（金）～2016年2月6日（土）

場所：Brooks Steven's Gallery of Industrial Design, Milwaukee Institute of Art and Design
273 East Erie Street, Milwaukee, WI 53202

主に2010年以降に生み出された89点と、日本デザインの源流ともいえる戦後モダンデザイン11点を、「歴史」、「インテリア」、「食卓・調理」、「身に着けるもの」、「子供」、「文具」、「生活・ホビー」、「医療」、「震災」、「乗り物」という10のセクションに分けて紹介します。詳細は下記サイトをご覧ください。

<http://www.miad.edu/>

=====

レメリー在カンザスシティ名誉総領事（元米国中部日米協会会長）及びグラント前シカゴ日米協会会長が、日米間の交流促進及び友好親善に寄与したとして、旭日小綬章を受章しました。

詳しくは下記リンクのプレスリリースをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/grant_lemery_pr_151103.pdf

7. 休館日のお知らせ

次回の当館休館日は以下のとおりです。

11月11日（水） Veteran's Day

11月26日（木） Thanksgiving Day

11月27日（金） Day After Thanksgiving

休館日には領事窓口、広報文化センター、電話での応対等、通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート（旅券）の発給を申請される場合には、発給まで時間を要しますので、現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

なお、事件・事故に巻き込まれた方、その他緊急の用件のある方は、当館代表電話（312-280-0400）に電話し、音声に従って操作して頂きますと、緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は、1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう、米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about_main_j.html#about_closed

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では、テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様様に直ちに情報の提供ができるよう、在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項（住所、電話番号、メールアドレス、家族構成等）に変更があったものの、未だ当館へ変更届を提出していない方は、氏名（漢字およびローマ字）と生年月日を明記の上、変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えませんので、必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認ください◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/emailchange.html>

<バックナンバー>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/backnumber.htm>

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: <http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html>

Tel: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568
